

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から亡父と共に避難した申立人母及び子3名（うち1名は原発事故後出生）について、申立人母が平成24年春に避難先において第三子を出産したことや亡父の体調不良等を理由に、亡父も含めた世帯全員について同年9月以降平成25年12月まで（亡父は死亡時まで）の避難継続の合理性を認め、同期間の日常生活阻害慰謝料（1人当たり月額10万円）が賠償された（ただし、子らについては既払金を除く。）ほか、亡父について持病が悪化したことを考慮し平成23年11月から平成25年10月まで3割、申立人母について避難中に妊娠・出産したこと及び夫や乳幼児である子らを世話したこと等を考慮し平成23年3月及び4月は6割、同年5月から平成25年12月までは3割の日常生活阻害慰謝料（増額分）が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、及び、同X4（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し、保証する。

- (1) 亡A（以下、「被相続人」という）が、平成25年10月〇日に死亡し、申立人らが、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- (2) 申立人らの知る限り、申立人らが、被相続人の全相続人であること

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記記載の損害項目（下記記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

【被相続人分】

- | | | |
|---|--------------------------|-----------|
| 1 | 日常生活阻害慰謝料（基礎分） | 金140万円 |
| | 期間：平成24年9月1日～平成25年10月〇日 | |
| 2 | 日常生活阻害慰謝料（増額分） | 金72万円 |
| | 期間：平成23年11月1日～平成25年10月〇日 | |
| 3 | 就労不能損害 | 金13万7358円 |
| | 期間：平成25年1月1日～同年10月〇日 | |

【申立人X1分】

- | | | |
|---|----------------|--------|
| 1 | 日常生活阻害慰謝料（基礎分） | 金160万円 |
|---|----------------|--------|

期間：平成24年9月1日～平成25年12月31日

2 日常生活阻害慰謝料（増額分） 金109万2000円

期間：平成23年3月11日～平成25年12月31日

【申立人X2分】

日常生活阻害慰謝料（基礎分） 金160万円

期間：平成24年9月1日～平成25年12月31日

【申立人X3分】

日常生活阻害慰謝料（基礎分） 金160万円

期間：平成24年9月1日～平成25年12月31日

【申立人X4分】

日常生活阻害慰謝料（基礎分） 金160万円

期間：平成24年9月1日～平成25年12月31日

第3 和解金額

被申立人は、第2項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金974万9358円の支払義務があることを認める。

第4 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2項記載の金員のうち、金105万円を支払済みであることを確認する。

第5 支払方法

（省略）

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第7 清算

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目（第2項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年2月2日

（仲介委員 市川 太）